

国の基準通りの場合

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」条例の県内他市の制定状況

市町村名	条例提案時期		支援の単位の規模		施設・設備		開所時間、開所日数		備考 (独自基準等)
	9月 議会	12月 議会	国基準 との比較	経過措置等の内容	国基準 との比較	経過措置等の内容	国基準 との比較	経過措置等の内容	
国の基準内容				・支援の単位の単位を構成する児童数は、概ね40人以下		・専用区画の面積は児童1人につき概ね1.65㎡以上		・開所時間は、原則小学校の休業日につき1日8時間以上、それ以外につき1日3時間以上 ・開所日数は、原則年間250日以上	
<b>記入例1</b>	○		◎		◎		◎		
<b>記入例2</b>	○		○	現に概ね40人を超えている既存のクラブは経過措置あり	○	現に1.65㎡に満たない既存のクラブは、経過措置あり	◎		独自基準（暴力団排除）
富山市	○		◎		◎		◎		暴力団の排除 苦情解決
高岡市	○		◎		◎		◎		
魚津市		○	○		○		◎		暴力団の排除 委任
氷見市	○		◎		◎		◎		
滑川市	○		○	既存の施設に関しては（当分の間）	○	既存の施設に関しては（当分の間）	◎		暴力団の排除
黒部市	○		○	市長が利用に支障がないと認める場合（当分の間）	○	市長が利用に支障がないと認める場合（当分の間）	◎		
砺波市	○		◎		◎		◎		
小矢部市	○		◎		◎		◎		暴力団の排除
南砺市		○	○	具体的な人数は示さず 当分の間	◎		◎		
射水市	○		○	40人→70人（現状の最低ライン） （当分の間）	○	1.65㎡→1.11㎡（現状の最低ライン） （当分の間）	◎		暴力団の排除

◎：国の基準どおり（経過措置等なし）  
○：国の基準どおり（経過措置等あり）  
△：国の基準と異なる